

第二十六回 参議院建設委員会會議録第二十三号

(三〇二)

昭和三十三年四月五日(金曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 中山 福藏君
理事 石井 桂君
岩沢 忠泰君
西田 信一君
田中 一君

委員 稲浦 鹿藏君
小山邦太郎君
齋藤 昇君
武藤 常介君
内村 清次君
坂本 昭君
北 勝太郎君

國務大臣 宇田 耕一君

政府委員 建設省道路局長 富樫 凱一君
建設省住宅局長 鬼丸 勝之君
長事務取扱 長事務取扱

事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員 小宮 賢一君

建設省住宅局長 小宮 賢一君
建設指導課長

本日の会議に付した案件
○建築基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○東北開発促進法案(内閣送付、予備審査)

第十二部

建設委員会會議録第二十三号 昭和三十三年四月五日【参議院】

○国土調査法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○連合審査会開会に関する件

○委員長(中山福藏君) ただいまから委員会を開会いたします。
つきましては、建築基準法の一部を改正する法律案を議題に供します。まず政府委員から内容について御説明をお願いします。

○政府委員(鬼丸勝之君) 提案されております建築基準法の一部を改正する法律案の内容について逐条的に御説明申し上げます。
まず第一に、第四十四条の道路内の建築制限に関する規定の改正でございますが、現行の第四十四条第一項の規定では、建築物を道路内に、または道路に突き出して建築することを原則として禁止いたしております。ただ、そのただし書きで地下室、公衆便所、巡查派出所等の公益上必要な建築物で、通行上支障のないものを例外的に除外いたしておるのでありますが、そのほかにもこの趣旨で必ずしも禁止する必要のないものがあると考えられますので、今回同法のただし書きを改正いたしまして、従来の除外例のほかに、公共用歩廊及び新たに政令で定める建築物で安全上、防火上もしくは衛生上、他の建築物についての利便を妨げないもの、その他周囲の環境を害するおそれのないものと認められるものにつきまして、特定行政庁の許可を受けたものに限って、この規定の適用を除外する

こととしたのであります。さらに新たに第三項を設けまして、特定行政庁がこの許可をするに当りましては、あらかじめ建築審査会の同意を得なければならぬこととしたしまして、この許可が乱用されないように慎重を期した次第であります。なお、この場合法律に規定しております政令で定める建築物といたしましては、道路の上空に設ける道路のようなものを考えておるのであります。また公共用歩廊につきましても、現行規定におきましても、公衆便所等と同様に通行上支障がないものであれば、無条件に認められておるのであります。今回の改正の際に、この点を検討いたしました結果、さらに安全上、防火上、衛生上等の見地から、これは慎重に検討を要するものと認められますので、今回これを許可を要することとしたのでござい

ます。次に第二点といたしまして、第五十五條第三項の改正でございますが、この第三項は同条第一項及び第二項に規定しております建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度を、さらに一割ずつ緩和する特例を定めたものであります。今回の改正におきましては、この項に新たに商業地域内、かつ準防火地域内にある主要構造部が耐火構造の建築物を追加するものであります。これによりまして、現行法ではこの割合の限度が七割であるものが、八割に緩和されるものであります。これは、この地域内における耐火建築物の

促進の必要性に即応させたのでござい

ます。またこれによりまして、現行法で、商業地域内、かつ防火地域内にある耐火構造の建築物では、その割合が七割となっておりますものと均衡をとれるということに相なるのでござい

ます。次に新しく追加いたしました第五十五條第四項及び第五項につきましても、現行法では、建築物が防火地域または準防火地域内外に互ります場合は、第六章の第六十七条の規定で扱っていたわけであります。第六十七條の規定は、第六章における防火上の見地から建築物の棟単位に規定されておりました。建築面積の敷地面積に対する割合に関する規定のように、敷地面積の規定についての適用は明確を欠いておりましたので、その敷地内の建築物が、すべて防火地域または準防火地域の規定に適合するようときは、その敷地全体を、防火地域または準防火地域にあるものとして第五十五條の規定を適用し、建築物の敷地面積に対する割合を緩和できるといたしましたのであります。

次に第三の点といたしまして、第八十五條第四項及び第五項に関する改正でございますが、これらの項は、仮設興行場等の仮設建築物につきまして、特定行政庁の許可を受けた場合には、防火壁、防火構造等に関する規定、また第三章から第六章までの道路、用途地域、高さ、空地等に関する防火地域の適用を緩和する趣旨のものでござい

ます。この種の仮設建築物に、新たに木造建築物を耐火構造の建築物に改築する場合等に必要となる仮設店舗等を加えまして、またその存続期間は、特定行政庁がこの建てかえの工事施工のため必要と認める期間といたしたものであります。

最後に第八十六条の改正について申し上げます。その第一項は一街区内に二以上の構えをなす建築物を総合的設計によつて建築する場合におきまして、特定行政庁がそのおのの建築物の位置及び構造が安全上、防火上また衛生上支障がないと認めますものにつきましては空地地区内の制限、延焼のおそれのある部分の防火構造等の規定をこれらの規定の建築物が同一敷地内にあるものとみなしまして適用することとし、合理的な設計を行ひ得るよういたしましたのであります。この総合的設計による計画がいわゆる団地住宅等のように、数街区にわたりましたような場合にもこの規定を適用することが適当であると認められたのであります。

次に空地地区は第五十六条の規定によりまして、住居の環境を保護するため必要な場合に都市計画の施設として住居地域内に指定されるものでござい

ますが、これはお手元に資料として差し上げてあると思ひますが、いわゆる別表第三に掲げられておりますように、第一種から第九種までの種類が空地地区にはございまして、それぞれその種類ごとに延面積の敷地面積に対す

ます。この種の仮設建築物に、新たに木造建築物を耐火構造の建築物に改築する場合等に必要となる仮設店舗等を加えまして、またその存続期間は、特定行政庁がこの建てかえの工事施工のため必要と認める期間といたしたものであります。

る割合、あるいは建築面積の敷地面積に對する割合、それから外壁またはこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離の制限が定められております。一方また都市計画法によります都市計画の施設として一団地の住宅経営を決定することができることになっておりますが、この際この第二項におきまして、この一団地の住宅経営を都市計画として決定いたします場合に、建築物の延べ面積の敷地面積に對する割合及び建築物の外壁またはこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離等に関する適切な基準を空地地区内の制限の規定にかかわらず、その内容として定めることができることを規定いたしましたのでございます。

ついで、この第三項の規定におきまして、このようにして都市計画として決定された一団地の住宅経営に基きまして、総合的設計によつて住宅の建設を行います場合、この建設が第二項の規定に基いて当該都市計画に定められた建築物の延べ面積の敷地面積に對する割合等の基準に適合しており、かつ特定行政庁が空地地区指定の目的である住居の環境の保護に支障がないと認めます場合においては、空地地区に對する制限の規定の適用をしないこととしたのであります。以上をもちまして御説明を終わります。

委員(中山福藏君) ちよつと速記をとめて。

委員(中山福藏君) 速記を始め

それでは、ただいま説明をいたしました建築基準法についての御質疑

はのちほどにお願いすることといたします。

委員(中山福藏君) 次に国土調査法の一部を改正する法律案、東北開発促進法案、以上兩案を一括議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたしますが、御異議ございませんか。

委員(中山福藏君) 御異議ないと認めます。それでは宇田企画局長から御説明をお願い申し上げます。

國務大臣(宇田耕一君) 東北開発促進法案について、その趣旨を御説明いたします。

御承知の通り、東北地方には、電力、鉄物、農林水産等の重要資源及び未開発の土地があり、これら資源の総合開発を促進し、国民経済の発展に寄与いたしますことは、最も重要なことと存するのであります。よつて、東北地方における資源の総合的開發を促進するため、東北開發審議會を設置し、東北開發促進計画を作成し、これに基き事業を円滑に実施するように措置いたします必要があると存するのであります。以上が、この法律案を提案いたします理由であります。次に、法案の要旨について御説明いたします。

第一は、内閣総理大臣は、東北開發促進計画を作成するものとしたこととであります。開發促進計画は、東北地方における資源の総合的開發の促進に関する計画でありまして、内閣総理大臣は、東北開發審議會の審議を経てこれを作成するものとしたのであります。第二は、東北開發審議會に関する規

定でありまして、審議會の設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定したのであります。

第三は、開發促進計画に基き事業の実施及び調整についての規定でありまして、開發促進計画に基き事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとし、經濟企画庁長官は、開發促進計画に基き関係行政機関の長の所掌する事項に関する毎年度の事業計画及び資金計画について、事業の円滑な実施をはかるため必要な調整を行うものとしたのであります。

第四は、開發促進計画の実施を促進するための措置に関する規定でありまして、政府は、開發促進計画を実施するために必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進することに努めなければならぬこととし、開發促進計画に基き事業の実施を促進するため、地方財政再建促進特別措置法について、次のようにその特例を設けることとしたのであります。

その一は、財政再建団体である県が開發促進計画に基き事業を実施するために、財政再建計画に變更を加えようとする場合においては、自治庁長官はその財政の再建が合理的に達成できると認める限り、變更の承認に當つてこれらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならぬこととしたのであります。

その二は、財政再建団体である県にかかる開發促進計画に基き事業で、財政再建法に規定する指定事業に該当するものうち、自治庁長官が經濟企画

庁長官と協議して定める重要なものに要する経費の国の負担割合については、九割を限度として、通常の負担割合の二割引き上げの高率補助を行うこととしたのであります。

その三は、財政再建法準用団体である県についても、右の特例による取扱に準ずることとし、あわせて、指定事業についても、財政再建団体と同様に取扱うこととしたのであります。

以上のほか、この法律の制定に伴い必要な経過規定を設け、関係法律の一部改正を行うこととしたのであります。以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、ただいま提案になりました国土調査法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

御承知の通り、国土調査法は昭和二十四年五月の第五国会における全国統一的土地調査促進に関する衆議院の決議に基いて、昭和二十六年六月施行されまして以来、まず基準点測量より逐次事業を実施しておるのでございますが、各方面の本事業に對する積極的な努力によりまして、予算も順次増加し、調査の方法その他諸々と整備されて参つておるのであります。しかしながら、本事業の進展に伴い、かつ、今日までの実施の経過にかんがみまして、とりあえず地籍調査事業につきまして、その促進をはかるため現行の規定を改める必要を生じましたので、ここに本法律案を提出いたしました次第でございます。

すなわち、第一点は、地籍調査の実施方式についてであります。現行法におきましては、地籍調査は、地方公共

団体または土地改良区等の自発的な調査にまかされておるのであります。地籍調査の重要性にかんがみ、今後は単にかかる実施方式によるのみならず、国土の総合開發に關する施策を策定し、またはこれが実施の円滑化をはかるために、特にすみやかに地籍調査を実施する必要があると考えられる地域については、国が地方公共団体と協議の上計画を設定いたしましたのであります。

第二点は、以上申し上げました方式により地籍調査を実施いたします場合に、これに要する経費につきまして、国と地方公共団体との間の負担関係を明確にいたしましたのであります。

さらに第三点は、国有地の調査または測量で地籍調査に類するものにつきまして、その成果が地籍調査と同様の効果を上げるようにする必要があると認め、内閣総理大臣が必要を認告を行い得るようにならんと考えるのであります。

最後に第四点は、地籍調査の成果の取扱いについてであります。現行法におきましては、地籍調査の成果が認証されまして、その成果が登記所に送付されまして、土地台帳を訂正するよう規定されておるのであります。地籍調査は土地に關するきわめて正確な調査でございますので、この成果に基いて単に土地台帳を訂正するだけでなく、不動産登記簿の訂正までも行い得るよう必要な措置をいたしまして、土地の権利関係の明確化をはかるよういたしたいと考えるのであります。以上が国土調査法の一部を改正する

法律案の趣旨でございます。何とぞよろしく御審議をお願い申し上げます。
○委員長(中山福藏君) 両案の質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(中山福藏君) この場合、建築基準法の一部を改正する法律案について御質疑を願います。それでは御質疑のおありの方は順次御発言を願います。
ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(中山福藏君) それじゃ速記をつけて、御質疑のある方は御発言を願います。

○石井桂君 私は鬼丸さんに御質問したいことがあるのですが、この基準法の今回の改正の点は四点になっておるようです。このほかにも、施行されてもう数年になりますので、変えなきゃならぬ点が多いぶん数々多いように私は思います。そこで今回あげられた改正点は、どういふ観点から拾われたものでありますか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま石井先生からお話のように、基準法につきましては、施行後数年を経過いたしましたので、その後の施行状況にかんがみ、またいろいろな情勢の変化に対応いたしましたので、再検討を要する面が少くございません。実は事務的にはいろいろな問題を検討いたしておる。しかしながら今回提案申し上げました内容は、わずかに四点でございます。この提案事項に対する根本的な考え方としては、第一には市街地の特に中心部におきまして、耐火建築物の建築の促進に役立たせようというのがねらいの第一でございます。

第二点といたしましては、住宅の団地建設を、これも結局主として耐火建築物たる住宅を予定いたしておる。この団地による総合的な設計に基く建設を容易ならしめようと思はれる。すでに石井先生もよく御承知のように、だんだん都市の住宅地地の取得が困難になっておる。これにつきましましていろいろ対策を別途講じておられますが、その一環として団地建設を容易ならしめるために、特に都市計画として一団地の住宅経営を決定して建設する場合におきましては、現在の風致地区の制限がある程度緩和してもいいのじやないかというのが、ねらいの第二点に相なるのでございます。

それから第三点といたしましては、これも大都市の都心部と申しますか、特に交通繁華な地域における問題でございます。交通上支障がないのみならず、ある程度むしろ交通の緩和に役立つ、あるいは人命その他を交通の災禍から守らねばならないという趣旨をもちまして、道路の上を道路を設けるといういわば立体的なさういふ通行施設を建築物として認めようという交通上の関係から考えました措置が第三点でございます。要約いたしますると、以上の三つのねらいに相なると思はれます。

○石井桂君 私は御説明はよくわかるのですが、それは先ほど御説明になったことをままとめたものなんです。私はその改正すべき点がずいぶんあるのに、今回この改正点を抜き出されたのはどういふ理由かと、さういふことを聞きたいわけなんです。だから先ほどの御

説明と同じことを繰り返されたのじや答えにならないと思はれます。
○政府委員(鬼丸勝之君) 今申し上げましたことで、そのねらいを申し上げましたので、大体石井先生のお答えに対する気持も含めたつもりでございます。住宅地難から住宅建設を何と申しますか、なるべく容易にしていく、宅地難に対処してさういふこと、あるいは交通関係から特別な措置を認めるというところが当面の緊要な課題であろうというところから、まあ当面の問題を急いで解決したいという趣旨で御提案申し上げたのでございまして、ほかにもそれはなるべく早く解決したいという事項がたくさんございまして。しかし、なお技術的にも事務的にも検討を要するといふものもございましたので、今回はほかの点を見送りにいたしました。今後は第でございまして、この次の通常国会には、せひもう少し盛りだくさんな改正内容を、石井先生の御意見等も十分あらかじめ拝聴いたしました上で、一つまとめてみたいと思はれておる次第でございます。

○石井桂君 この今回の改正は、緊要度に応じて重要なものから着手したというふうに了解していいわけですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 緊要度に応じて、重要なものには違ひありませんが、なおそれに付け加えていろいろ検討した結果、成案がまとまったものというところに相なるかと思はれます。ほかにも重要なものがございますから。

○石井桂君 このほかに私もいろいろ重要な考えておるのは、建築物と私道の関係だと思はれます。これはもう

非常に多くの建築物が当面して非常に困っている問題なんです。御承知のように、市街地建築物法時代には建築線の制度がありました。ところが今は既存道路の道路幅を建築線のかわりにするやうな制度になりましたので、明確でない場合が非常に多い。そこで小さな家を建てるにも非常に困って、この問題などは基準法の制度ができて以来困っている問題なんです。数多くの問題なんです。こういう問題がとり残されたというところは、私は決してなまけていたとは思いません。それから、非常に残念だと思はれます。それから、また近來いろいろな特異な建築物が出現した。たとえばテレビ塔のようなものが出る。さうすると、これは建築物か構造物かという質問を建設省にすると、建設省から答えられない。で、建築物であれば高さの制限がありますが、構造物だと思はれます。さういふような問題も緊要問題だと思はれます。で、それがきまらないうちに地方は、伺ったか伺わなにかわからないが、方々許可していろいろ問題が数々あると思はれます。

○石井桂君 私は今二つだけ例を取りました。さういふ問題が残されてしまったのは、研究がまだできないからという御答弁ですが、そんなら、今田中さんが会議が始まらぬ前に資料要求せられておるやうな問題は、まあ建設省の住宅局としては研究が済んだかしらんけれども、あるいは十分でないという心配もあるやうであります。さうすると、やはりこの改正点の取扱はどうかというものが緊急の度に応じて取られていないやうな気がするんですよ。で、さういふ点はいかがですか、どういふふうにお考え

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま御指摘の建築物と私道の関係、あるいはテレビ塔が工作物として扱われておるために必要ない制限からはずれておるといふやうな問題、これはいずれも私も部内で検討いたしておる。仰せのようにこの二つだけにとどまらず、なおほかにも根本的な建築物の高さの問題でありますとか、あるいは建築率の問題でありますとか、あるいはそういう制限の維持、保守と申しますか、さういふ問題でありますとか、いろいろございまして、まあ私といたしまして、さういふ問題が決して今回提案された内容に比べて緊要でないとは思はれておる。しかしながら先ほど申し上げましたように、なお検討すべき余地があるものでございまして、今回は以上提案申し上げましたやうな内容につきましては、成案を得たのと、それぞれ他の住宅政策なりあるいは建築政策に相呼応いたしまして、一つ緊急に提案いたしたい、さういふやうな次第でございます。

○石井桂君 それではその点は了承いたしました。今回の改正の第一点にあげられておる道路内に許される建築物について新たに政令で定めるやうになっておる。そこで政令で定められるやうな建築物の案がありましたらお示しを願いたいと思はれます。それからなお実際にこの法案で第一点を規定しなければならなかった例はどうか漏れているというところで、混然と盛られたのか、あるいは大体いふような具体例を予想されておる、これがなければ非常に困るんだということ

第十二部 建設委員会会議録第二十三号 昭和三十三年四月五日【参議院】

で改正なさるんですか、その点を一つ
お答え願いたいと思います。

○政府委員(鬼丸勝之君) お尋ねの
ちます第一に、政令で定める建築物と
申しますのは、どういふものと考えて
おるかという点でございますが、
これは現在は先ほど申し上げましたよ
うに、公益上必要なものが頭から除外
されておりますが、このほかにも公益
性がある程度あるものにつきましても
考えていいんじゃないかというのが立
法の出発点に相なったのでございま
す。そこで私どもといたしましては、
政令では道路の上空に設けられる—
言葉はちょっとなまでございませ
設けられる道路というふうに限りた
と思ひます。道路でありまると、あ
る程度の公益性という点から道路に
限つて参りたいというわけございま
して、ただ道路と申しますだけでは、
公益性の点がはつきりいたしませんか
ら、道路もさらにしほつて参りまし
て、大まかに分けますと、三通り考
ております。一つは、学校や病院等の
建築物に設ける道路でありまして、児
童とか生徒、患者等の危険防止のため
に必要なものと、もう一つは多数人が
通行するもの、あるいは多量の物品を
運ぶ工場のような場合を考えておりま
すが、そういうもので道路の交通の緩
和に寄与するもの、第三といたしまし
ては、建築物に設ける避難道路として
必要と認められるものと、こういうふ
うに考へて、ある程度の公益性のある
道路というふうに限定して参りたいと
考へております。

これはまあ政令の内容でございま
すが、次にお尋ねの第二点で、どうい
ういきさつ—いきさつと申します

か、考へ方か、あるいは何か具体的
要望なり、必要性からこの立案を考
たかという点でございませうが、一、
二、三という趣旨の、この通りのものでは
ありませんが、建築物と建築物をつな
ぐ道路のようなものを認めてもらいた
いという具体的な要望は確かにござ
いました。それからその後、先ほど
ちょっと申し上げましたように、この四
十四条ただし書きの規定をいろいろ検
討いたしました結果、特に道路交通の
緩和にある程度役立つようなものは、
必ずしも公益上必要なものに限らず
に、ある程度認めていってらうかと
いうことを私どもといたしましては事
務的に考へるようになりまして、そこ
でただいまのような案を立案したので
ございませうが、この案が大体まと
まった後におきましては、東京、大阪
等では、まあ東京では二、三カ所であ
りますが、大阪では数カ所、こういう
施設をしたいという要望はあるように
聞いております。

○石井桂君 実は私四、五年前の話で
すが、まだ官界におりましたときです
が、道路をはさんである学校がありま
して、そうして生徒が道路を越えて向
うの校舎へ行くたびに非常に災害を起
すというのが都の大田区の学校にあっ
たのです。そのときに学校としては、
両校舎をつなぎまして、上空に渡る廊
下を無断で作つてしまつたのですね。
その当時は明らかにこの法令の違反で
ありますので、私がこれを取らしたこ
とがあった。実際はぜひ置いて生徒の
災害を防ぐべきはずだと思つたので、
法令に明らかに違反したので、自
分のつまり気持と反して忠実にこれ
取らした例がある。その結果私はつま

り行政官としては適當でないという烙
印を押されたことがある。で、そうい
う場合に私は活用されればいいのじや
ないかというので、何か具体的な例が
あがるだろと思つて今御質問したの
です。だけれども、鬼丸さんのお答え
は、やや抽象的でありませうので、私は
一べん聞いただけでは忘れませうから、
それは書類にして一つお出し願ひたい
のです。今おしゃべりになつたことを
ね。そうして私ども審議のしつかり
した資料にしたいと存じます。

それでは、大体一の問題はそのくら
いにしまして、第二の問題で、準防火
地域内にある建築物の建築面積の割合
を従来は七割まででございました。と
ころが今回は八割までという標準に上
げられたのです。上げられたことは私
ども非常に時勢に合つていふと思ひま
すが、これをさらに九割まで上げると
いうことも一つの要望だと思つたので
が、そういう点はお考えになりませ
んでしたかどうですか、その辺を一
つ……。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま御
指摘のような、今回の準防火地域内の
建築率を耐火建築物につきまして緩和
するということを検討いたしました
際、まあ九割まで考えたかどうかとい
うことも建設省で考えたかどうかとい
うことも検討いたしました。が、やは
りこの際は九割と申しますと、もう
石井先生は御承知のようにまず百パー
セントに近いことになりませうから、こ
の際には準防火地域でございませうか、
一つ一割を上げていってらうかとい
うことで、政府といたしましては八割
という線に落ちついたのでございま
す。

○委員長(中山福蔵君) ちょっと申し
上げますが、建築指導課長も来ておら
れますので、その方も御質問願ひ
ます。

○石井桂君 八割、九割という点は、
私は大して科学的根拠がないと思つた
のです。そこでまあ従来からもそう
でありましたが、三十年前にきめた標準
を何ら科学的に研究しないで踏襲して
いるというのは、ほかの科学技術に比
べてはなほ進歩がないと思つたので
がね。で、いろいろな町の条件もだん
だん科学的に進んで行きますしね、従
来は非常にまずいという条件のもとに
あつた町もだんだんよくなるという場
合には、相当な私は飛躍した考えも採
用していいのじやないかと思つたので
す。そういう点は何らなされないので
従来八割が一番上だから八割までとい
うことで、イージー・ゴイングにい
われたらいろいろどうも私には感じられ
ないが、その点どうですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 確かにお話
のように、もっと科学的に精密な検討
を加えて、思い切つた改正をしたらど
うかという御意見は私も同感でござい
ます。ただ先ほど申し上げましたよう
に、他のいろいろな問題を含めまし
て、あるいはことに都市計画関係等に
おきましていろいろな問題がござい
ますので、そういうものとの関連も十
分考へまして、今後一つ、しっかり科
学的な検討を加へまして、大幅な改正
を考へたいと思つておられますが、今
回はまあ先生御承知のように、各方面
の意向は十分伺ひいたしました。ま
あ基準法の改正もやはり関係各方面の
意向を十分承つた上で考へなければ
なりませんし、私どもだけの力でそう

思ひ切つて企図するといふわけにも参
りませぬ。今回はこの程度で改正をす
るということでもまあ落ちついたよう
な事情でございませう。一つ御了承願ひ
ます。

○石井桂君 ただいまの問題に関連し
て、第四点の空地地区における中高層の
住宅建設に関する規定の改正があるよ
うでございませう。この空地地区は用途
地域制と並んで容積地域制としてこの
法律の重要な規定だと存じます。
従つて空地地区のあるということは大
切なことでありませうので、尊重しな
ければいけないのですが、従来やとも
すると空地地区は何ら政府の補償がな
くて、土地を持つて居る人、借りて
居る人に制限だけ与へてしまつて、何
れ救済する方法がない。そこでやとも
すると繁華地域は空地地区の規定はも
う守られない、だから現在のちようど
やみ米のような状態なんです。公然
と違反してしまつたということ。むし
ろ現在繁華地域の回りである空地地区
というものは規定が守られてない傾向
にある。そういうことでその一部が私
はこういう中高層の住宅街に利用され
る場合に、その特例を設けられること
はまことに時宜を得たものであると思
ひますが、同時に空地地区の運営がう
まくいかない、もうすでに空地地区の
目的を達成することができなくなつた
地区が非常に数多いだろと思ひいま
す。そこでそういうものの検討はあわ
せてしていただければ私は非常に幸い
だつたと思つたのです。たとえば東京を
例にとつて御研究になつたかどうか。
まあ住宅建設が大切だ、敷地が足りな
い、そこでその部分だけ一つちよつと
葉っぱを虫が食べるように穴をあけ

葉っぱを虫が食べるように穴をあけ

と考えております。

○委員長(中山福藏君) ほかに御質問
おありの方はありませんか。

○田中一君 鬼丸さんにお願ひして
おきますが、四十四条のただし書きを
取ってしまったあとの道路行政の基本
的な態度というものを、道路局長、道
路局内部の検討を経た考え方並びに
省議で決定されたものを参考資料とし
てお出し願ひたいと思つたのです。御承
知のようにどうも道路の問題を建築基
準法では不十分という事になるのは当
を得ない問題なんです。結局道路法
の中にこの四十四条のただし書きみたい
なものがあるならば、これはまた一応
道路法の改正にみるはずなんです。道
路法にはなくて建築基準法にあると
いうことじゃ困ると思つた。従つて
むろん野放図もなくこのただし書きを
取ってしまったあとに、そのまま放置
されるものでもなからうと思つたので
す。また住宅局の方で考えられるもの
と道路局で考えられるものとは同じで
あるかどうかは私は詳細わかりません
から、その資料をお出し願ひたいと思
つたのです。もし資料がなければ局長か
ら、政府委員から態度を明らかにして
ほしい、この委員会では、そのあとの質
疑は後日に譲ります。

○政府委員(鬼丸勝之君) 実は道路局
とはいろいろ打ち合せして、おしまし
て、基本的には意見も完全に一致いた
してあります。それから施行令等の所
要の改正につきましては、これも構想
はまとまっております。ただ具体的な
内容がまだはつきりしない点がありま
す。これ以上私が申し上げても田
中先生は御信用にならぬ……ちようど
道路局長が見えましたが、あとは道

路局長さん一つよろしくお願ひい
たします。

○田中一君 今住宅局長に資料の要求
をしておきましたから、お聞きとり願
ひまして、省議をおきめの上次回に御
答弁を願ひたいと思つた。

○齋藤昇君 ちよつとこの字句の解釈
をお伺ひしておきたいと思つたが、
四十四条のただし書きの改正の点でこ
さいますが、「特定行政庁が安全上、
防火若しくは衛生上他の建築物の利便
を妨げ」とありますが、他の建築物の
利便を妨げるのは安全上、防火上、衛
生上だけでございませうか。どういふ意
味で「他の建築物の利便を妨げ」とい
う上に安全上、防火上、衛生上という
字句でしぼられてゐるのか。他の建築
物の利便を妨げるものならばすべてい
けないような感じがいたしますが、そ
の利便を妨げるものでも、安全上、防
火上、衛生上妨げるものはいけないの
だということはどういう趣旨ですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま御
指摘のように、「他の建築物の利便を
妨げ」に「安全上、防火上若しくは衛
生上」をかぶせて解釈すべきものと考
えますが、特にこういふふうにかぶせ
ましたのは、単に「他の建築物の利便
を妨げ」といいますと、いろいろな主
観的な事情等が問題になりまして、事
実上これで差しつかえないと認められ
るケースが非常に少くなると申します
か、考えられなくなるようなおそれが
ありますので、安全上、防火上、衛生
上利便を妨げるということがなければ
という意味におきまして、こういう規
定にいたしましたのでございます。

○齋藤昇君 それではこれ以外の見地
からは、他の建築物の利便が妨げられ

てもかまわない、そういうわけ
ですね。

○政府委員(鬼丸勝之君) 理論的には
そういうことでございませうが、なお
「その他周囲の環境を害するおそれ」
等も十分検討いたしましたして、許可に当
りましては運用いたしたいと考えてお
ります。

○委員長(中山福藏君) 齋藤君よろ
しゅうございませうか。

○齋藤昇君 ええ、字句の解釈だけ
すからよろしゅうございませう。

○西田信一君 鬼丸さんにちよつとだ
けお聞きしますが、今度商業地域内の
準防火地域の建物について敷地面積の
八割まで建築できる。建築面積とい
うのはこれはもちろん柱の心々を指すの
だろうと思つてますが、そうしますと、
実際に二割残るわけだと思つた。二
割より減ると思つてますが、実際には建
築の専門の立場からいって一割何分と
いうことになると思つてますが、それ
どの程度になりますか。

○説明員(小宮賢一君) ただいまの
実際問題として何割ぐらいになるかとい
うことでございませうが、これは建物の
大きさによりますが、若干異なります
で、一がいに申し上げられませんが、
大体八割ぎりぎりに建てました場合
に、実際の建物の外回りでばかりまし
た面積と敷地面積との割合は、九割ぐ
らいになるのが通常ではないかと思
つた。

○委員長(中山福藏君) それではこの
際皆様方にお諮りいたします。連合会
に關する件であります。本規則第三
十六条に基づき、高速自動車国道法案
について運輸委員会と連合審査会を開

会することに御異議ございませうか。
これはこの前に申し出があつたもので
ございませうが、この際皆様方にお諮り
いたす次第であります。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

つきましては、連合審査会の開催日
時等については、運輸委員長と協議し
て決定したいと思つたので、この点
委員長に御一任願ひたいと存じま
す。御異議ございませうか。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないと
認め、さよう取り計らうことといた
します。

本日はこれをもって散会いた
します。

午後二時四十二分散会

昭和三十三年四月十日印刷

昭和三十三年四月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局